

まもれシモキタ！行政訴訟の会 御中

民主党

道路行政等の抜本改革については、以下の方針で臨みます。

道路をめぐる政策を中央集権の国のかたちを変える突破口と位置づけ、道路その他の社会資本整備に関わる行政を根本的に改革します。

揮発油税等の暫定税率の完全廃止、本則税率部分の一般財源化を図ります。国は高速自動車国道を、地方は自らが必要とする道路を担うこととし、直轄国道、補助国道等の管理区分を見直して道路整備の権限を大胆に地方に移すことを基本とします。

そのため、①特別会計の廃止②地方財源の確保③国として整備すべき高速道路の選定④国土開発幹線自動車道建設会議（国幹会議）の廃止⑤道路整備における国と地方の役割の抜本の見直し⑥費用便益分析の厳格な実施を含むコストの徹底した見直し⑦新たな事業評価方式の策定⑧独立行政法人や公益法人など天下り団体の徹底整理——などを図ります。道路、河川、港湾など公共事業の地方分権を進め、あわせて関係出先機関を原則廃止・縮小します。

下北沢の道路計画についても、上記の基本方針に基づいて対応していく必要があると考えます。今回、資料もいただいていますので、さらに検討させていただきたいと考えます。費用分析をやり直すことなどのご提言をされていますが、私たちも「費用便益分析の厳格な実施を含むコストの徹底した見直し」をうたっており、問題意識を共有するものと認識しています。